

## 介護分野における経済危機対策（平成21年度補正予算）

来るべき超高齢社会を迎える中で、国民が安心して老後を迎えることができるようにするとともに、現下の厳しい雇用情勢の中で、介護分野における雇用の創出・人材養成等につながるよう、総合的な対策を講じる。

（注）雇用創出量については、事業量の見込み具合等によっては、今後変動があり得る。

### 【介護力の向上・雇用創出】

- ・ 介護拠点等の緊急整備等を通じた老後の安心確保
- ・ 今後3年間で介護職員等の介護人材約30万人の雇用創出を目指す

#### ①介護拠点等の緊急整備

特養・老健・グループホーム・小規模多機能事業所など介護拠点の緊急整備を通じた雇用の創出

#### ②現任の介護職員等の研修支援

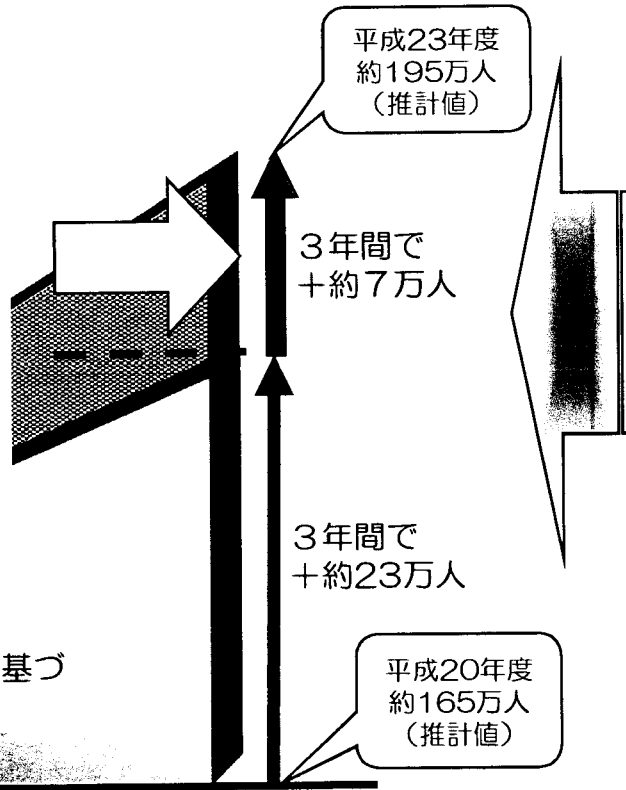
現任の介護職員等の研修支援を通じた代替雇用の創出

#### ③地域相談体制の強化

地域包括支援センター等への事務職員・認知症の連携担当者等の配置

第4期事業計画に基づく介護基盤の整備

平成21～23年度



### 【介護職員等の処遇改善・養成】

#### ①介護職員処遇改善交付金（仮称）

介護職員の処遇改善に取り組む事業者への資金の交付を通じた介護職員の更なる処遇改善

#### ②新規介護職員等の養成

離職者等に対して、社会福祉施設等に委託した現場における職業訓練を実施

（注1）「第4期事業計画に基づく介護基盤の整備」を通じた雇用創出量については、平成18年10月時点の職員数（介護サービス施設・事業所調査）をもとに、第4期介護保険事業計画に基づく介護給付費の暫定集計値（平成20年10月時点）を用いて、職員数の伸びが給付費の伸びと同率であると仮定して算出した推計値である。  
 （注2）雇用創出量は、介護職員・介護支援専門員・調理員・事務職員等の合計であり、いずれも一定の仮定を置いて算出した推計値である。

## 介護拠点等の緊急整備

### (1) 目的

地域の介護ニーズに対応するため、地域密着型サービスの整備に係る既存交付金(市町村交付金)の拡充、施設整備に係る都道府県による補助金に対する地方財政措置の拡充等を通じて、特養・老健・グループホーム・小規模多機能事業所など介護拠点等を緊急に整備する。

### (2) 助成対象となる介護拠点

#### ① 市町村交付金の拡充により対応する介護拠点

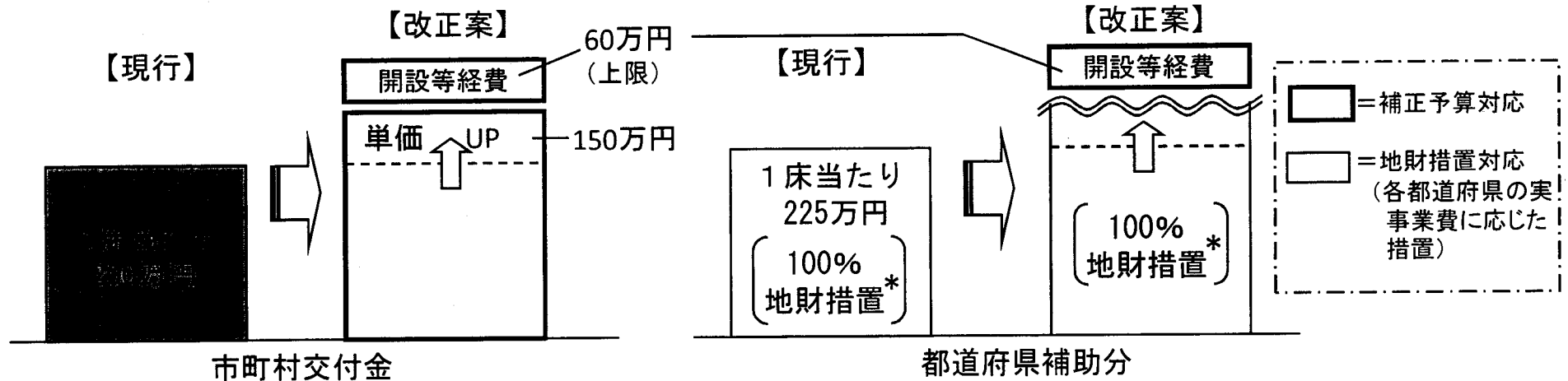
小規模(定員29人以下)特別養護老人ホーム、小規模老人保健施設、小規模ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所

#### ② 都道府県補助に対する地方財政措置の拡充により対応する介護拠点

定員30人以上の特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウス

### (3) 助成のスキーム(特別養護老人ホームの場合)

\*:「特別の地方債」の起債対象となり、その元利償還金が100%普通交付税で手当てされる。



※ 大都市部等における用地確保を後押しするため、定期借地権の一時金に対して助成する。

※ (独)福祉医療機構の融資の拡充(融資率の拡大(90%)、当初5年間の利率引き下げ(財投▲0.5%))についても実施。

### (4) 事業規模

合計約3,011億円(3年分)

## スプリンクラー整備に対する支援について

消防法施行令の改正によりスプリンクラーの設置が義務づけられた施設等のうち、市町村交付金の対象としていないものについて、スプリンクラーの設置に要する費用を助成する。

### スプリンクラー設置基準の見直し

	改正前	改正後
延べ床面積	1,000㎡以上	275㎡以上
建物の構造等	平屋建て以外	全て

### スプリンクラー設置が新たに義務づけられる施設等

施設種別	建物の構造等 (1㎡あたりの単価)	スプリンクラー 設置義務	市町村交付金の対象 (21年度当初予算で対応済み)	経済危機対策の対象
特別養護老人ホーム及び老人保健施設 (定員29人以下の小規模なもの)	1,000㎡以上の平屋建て (17千円/㎡)	○	○	-
認知症高齢者グループホーム		○	○	-
特別養護老人ホーム及び老人保健施設 (定員30人以上のもの)		○	-	○
養護老人ホーム		○	-	○
有料老人ホーム (主として要介護状態にある者を入居させるもの)	275㎡～1,000㎡未満 (9千円/㎡)	○	-	○
小規模多機能型居宅介護事業所		-	-	○

事業規模 約283億円(3年分)

## 介護職員処遇改善交付金（仮称）

### (1) 目的

21年度介護報酬改定(+3%)によって介護職員の処遇改善を図ったところであるが、他の業種との賃金格差をさらに縮め、介護が確固とした雇用の場としてさらに成長していけるよう、介護職員の処遇改善に取り組む事業者へ資金の交付を行うことにより、介護職員の処遇改善を更に進めていくこととする。

### (2) 補助の概要

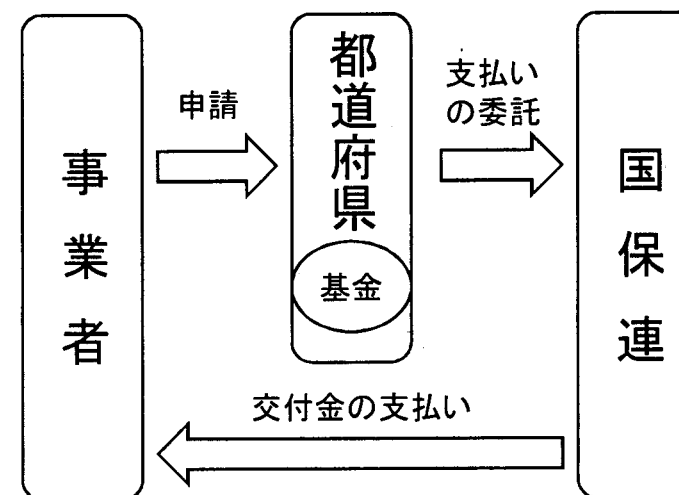
介護職員のさらなる処遇の向上のため、介護事業者からの申請に基づき、介護職員処遇改善交付金(仮称)を介護報酬とは別に交付する。

交付額は、各サービス毎の介護職員数(常勤換算)に応じて定める交付率による。(介護職員のないサービスは助成対象としない)

### (3) 交付方法

- ① 都道府県が基金を設置して実施する。(支払いは国保連に委託)
- ② 財源 : 国費10/10
- ③ 交付対象: 以下の要件を全て満たす事業者  
(ア)各事業所における介護職員一人当たりの本交付金の交付見込額を上回る賃金改善を行うことを含む処遇改善計画を職員に周知の上提出すること。  
(イ)22年度以降については、キャリア・パスに関する要件を加えることとし、この要件を満たさない事業所については、交付率を減額する。
- ④ 交付額 : 介護報酬総額×サービス毎に定める交付率  
※介護報酬総額には、利用者負担を含み、補足給付を含まない。

### 執行のイメージ



- (4) 事業規模 合計約3,975億円 〈介護職員(常勤換算)1人当たり月額平均1.5万円の賃金引上げに相当する額〉  
※21年度は地方における準備等を勘案し、21年10月サービス分からの実施を予定し、2.5年分を予算計上

## サービスごとの交付率

サービス名	交付率
・(介護予防)訪問介護 ・夜間対応型訪問介護	4.0%
・(介護予防)訪問入浴介護	1.8%
・(介護予防)通所介護	1.9%
・(介護予防)通所リハビリテーション	1.7%
・(介護予防)特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	3.0%
・(介護予防)認知症対応型通所介護	2.9%
・(介護予防)小規模多機能型居宅介護	4.2%
・(介護予防)認知症対応型共同生活介護	3.9%
・介護福祉施設サービス ・地域密着型介護老人福祉施設 ・(介護予防)短期入所生活介護	2.5%
・介護保健施設サービス ・(介護予防)短期入所療養介護(老健)	1.5%
・介護療養施設サービス ・(介護予防)短期入所療養介護(病院等)	1.1%
【助成対象外】 ・(介護予防)訪問看護 ・居宅介護支援 ・(介護予防)福祉用具貸与 ・(介護予防)訪問リハビリテーション ・介護予防支援 ・(介護予防)居宅療養管理指導	0%

※ 当該サービスの交付率 = 
$$\frac{\text{当該サービスの介護職員数(常勤換算)(全国計)} \times 15,000\text{円} \times 12\text{ヶ月}}{\text{当該サービスの総費用額(全国計)}}$$

## 現任・新規介護職員等の研修支援・養成

### (1) 目的

介護職員等の確保と資質向上を図る観点から、介護分野の経験のない離職者等が介護分野で活躍できるよう訓練を実施するとともに、現に介護職員等として働く者の資質向上と代替雇用等を通じた更なる雇用創出を図る。

### (2) 事業内容

- ① 現に介護職員等として働く者を外部研修等に派遣する場合に必要な代替職員を雇用する事業を実施する。  
(介護分野を緊急雇用創出事業の重点的な取組を行う分野として位置付け、積極的に実施)
- ② 雇用保険の受給資格のない離職者等に対して、社会福祉施設等の現場において職業訓練を実施する。  
(緊急人材育成・就職支援基金事業として実施)

## 地域相談体制の強化

### (1) 目的

高齢者等が住み慣れた地域で生活できるよう、地域相談体制の強化を図る。

### (2) 事業内容等

地域包括支援センター等に、相談支援専門職のバックアップ(利用者に関する情報整理や、地域の医療機関・介護サービス事業所との連携・協働に必要な事務など)を行う職員や認知症の連携担当者等を雇用する事業を実施する。(介護分野を緊急雇用創出事業の重点的な取組を行う分野として位置付け、積極的に実施)

## 要介護認定方法の見直しについて

従来の認定制度の課題

- 介護の手間をきちんと反映しているのか？
- 認定にばらつきがあるのではないのか？

介護認定の見直し

モデル事業等での検証  
→ 見直しにより一律に軽度  
に判定されるわけではない。

パブリックコメントや関係  
団体等から様々なご意見  
→ 3月下旬に、一定の対応  
を行い、周知徹底。

平成21年4月から新制度導入

現状

必要なサービスが受けられなくなるのではという不安の声。

- 現場の声や、客観的データに基づいた検証・検討を行っていくことが重要。
- 幅広い立場の方にメンバーに入いただき、「要介護認定の見直しに係る検証・検討会」を設置。4月13日に第1回検討会を開催。

## 要介護認定の方法の見直しに伴う経過的な措置について

### 1. 趣旨

- 要介護認定方法の見直し直後において、必要なサービスの安定的な提供を確保し、利用者の不安を解消するとともに、混乱を防止する観点から、見直し後の要介護認定方法の検証期間中において、市町村が要介護認定方法の見直しに伴う経過措置を実施できることとする。

### 2. 経過措置の考え方

- 安定的な介護サービスの利用を確保する観点から、申請者の希望に応じ、見直し後の要介護認定の方法により審査・判定された要介護度が従前の要介護度と異なる場合に、従前の要介護度とする。
- 経過措置の実施期間は検証期間中。

#### ※ 留意点

- 利用者や市町村の負担に配慮。
- 個人情報保護の観点に留意しながら、見直し後の要介護認定の方法の検証に役立てることができるよう、市町村にデータの提供を依頼。



# 要介護認定方法を見直す理由

- ① 要介護度が最新のケアを踏まえた介護の手間をきちんと反映していないのではないかと。

(参考)

最新データへの更新によりケアの手間をより正確に反映すると考えられる例

- ・「おむつ着用」から「排泄誘導介助」 → ケア量の増加  
(尿意を聞いたり、トイレにつきそう)

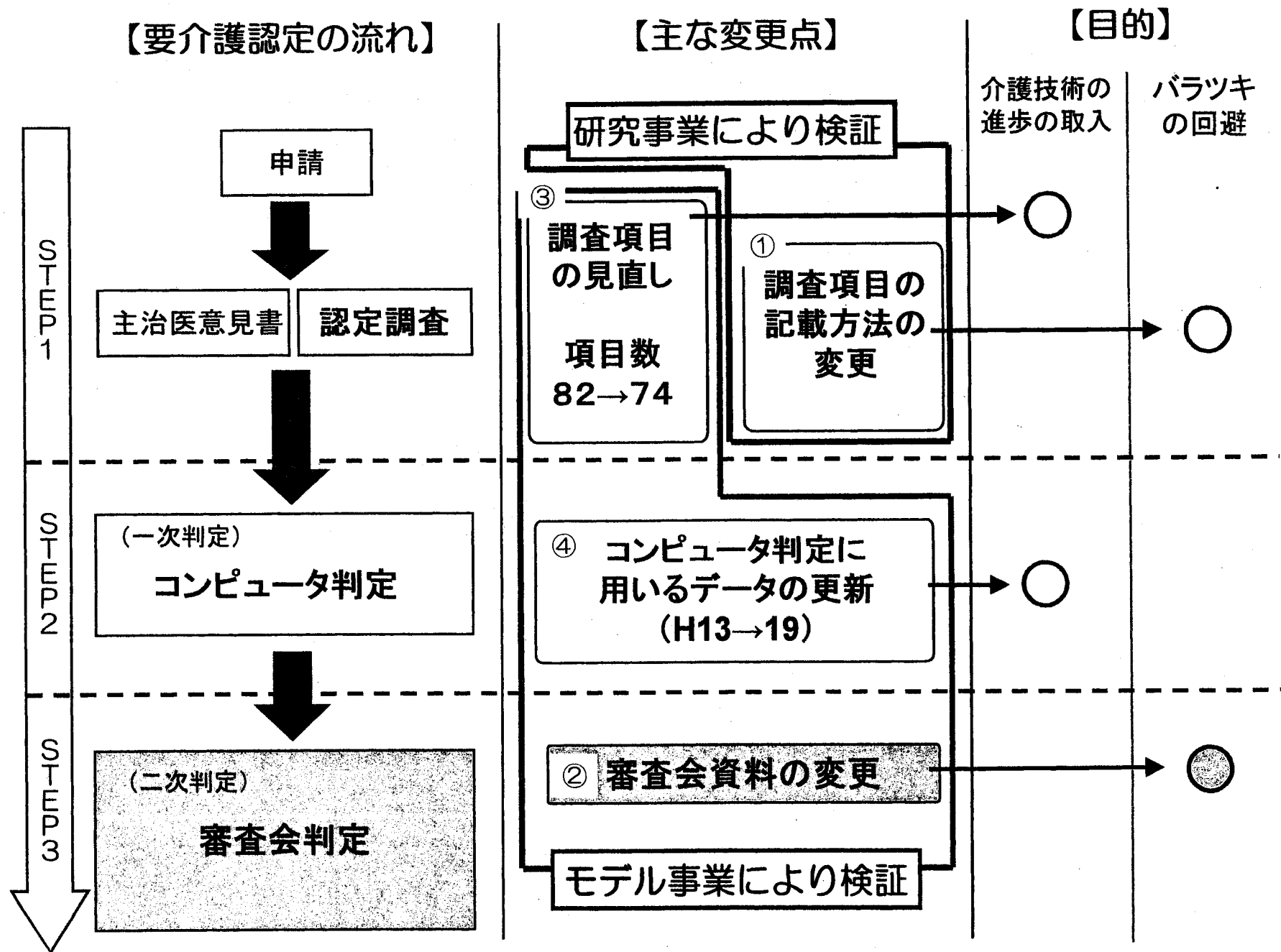
- ② 認定にバラツキがあるのではないかと。

(参考)

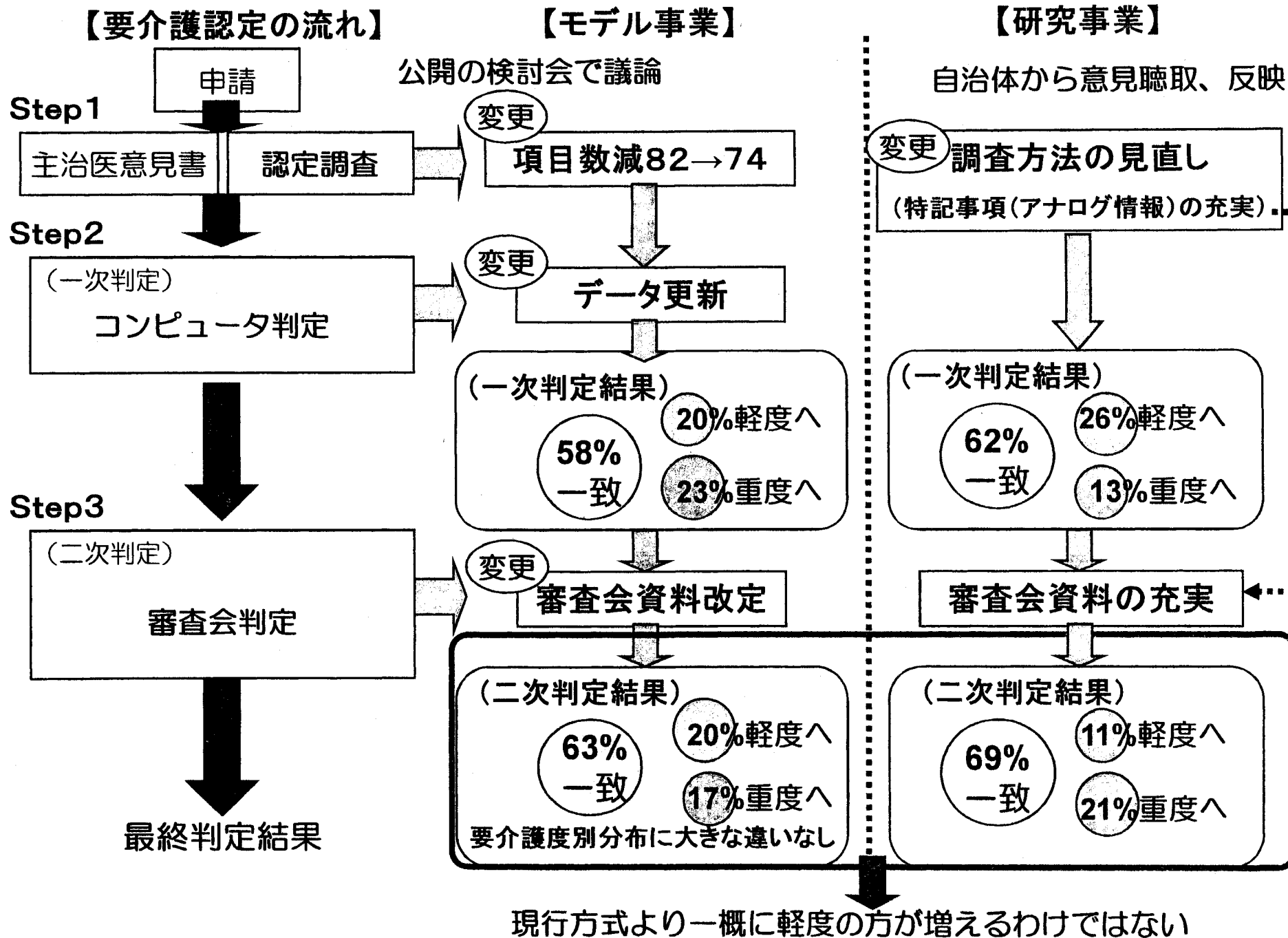
下肢麻痺等の出現率

- ・左一下肢麻痺等 ある 関西のA市:91.4% 関西のB市:43.6%
- ・右一下肢麻痺等 ある 関西のA市:91.1% 関西のB市:43.3%

# 要介護認定の主な変更点と目的



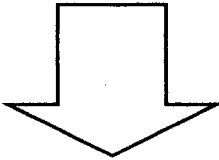
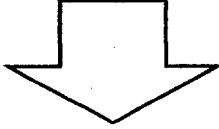
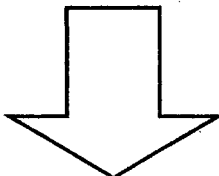
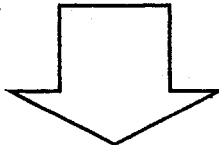
# 要介護認定方法の見直しの検証



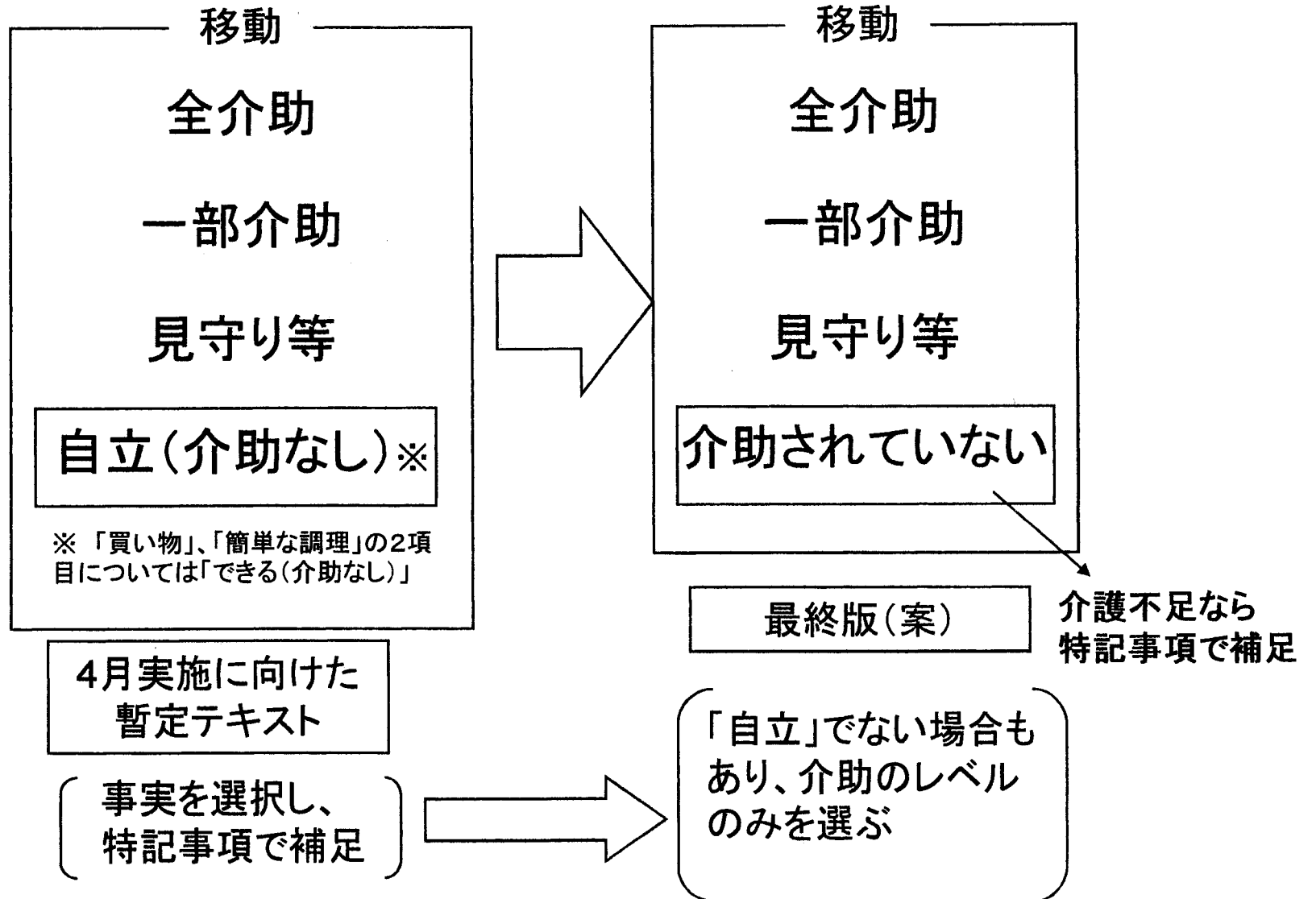
# 要介護認定：4月からの新方式の一部見直し

(3月24日に自治体に周知)

## ① 選択肢の選び方 (選択が適切に行われない恐れに対応)

	(例)【 <u>移乗</u> 】	(例)【 <u>買い物(新項目)</u> 】
4月実施に向けた <u>暫定テキスト</u>	寝たきり者で、「移乗」がなければ「 <u>介助なし</u> 」	「買い物の適切さは問わない」との見解(何が適切か判断が難しいとの指摘のため)
		
<u>団体からの指摘</u>	「寝かせきり」でも「 <u>自立</u> 」か？	認知症で、買い物の中で、家族が返品・支払する場合も「 <u>自立</u> 」か？
		
<u>対応</u>	シーツの交換等のための介助があるなら「 <u>全介助</u> 」	事後に、家族が返品や支払いを行うなら「 <u>一部介助</u> 」
		※「 <u>金銭の管理</u> 」の項目についても同様に、管理が適切でないために介助が発生している場合には、「 <u>一部介助</u> 」を選択する。

② 選択肢の文言の変更（介助に関する項目：16箇所／全74項目中）



要介護認定の見直しに係る検証・検討会 名簿

(敬称略・五十音順)

委員名	所 属
池田 省三	龍谷大学教授
石田 光広	東京都稲城市福祉部長
木村 隆次	日本介護支援専門員協会会長
高橋 紘士	立教大学教授
高見 国生	社団法人認知症のひと家族の会代表
田中 聡子	社会福祉法人大慈厚生事業会ケアハウス大慈施設長
◎田中 滋	慶應義塾大学教授
対馬 忠明	健康保険組合連合会専務理事
筒井 孝子	国立保健医療科学院福祉サービス部 福祉マネジメント室室長
野中 博	医療法人社団博腎会野中医院院長
樋口 恵子	NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事長
本間 昭	日本認知症ケア学会理事長
三上 裕司	日本医師会常任理事
結城 康博	淑徳大学准教授

(◎：座長)

要介護認定の見直しに係る検証・検討会開催要綱

1. 趣旨

平成21年度からの要介護認定について、見直しの影響についての検証を行うため、要介護認定の見直しに係る検証・検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

2. 主な検討事項

見直し後の要介護認定の実施状況を把握した上で、客観的なデータに基づいて検証を行う。

3. 検討会の運営等

- (1) 検討会は、厚生労働省老健局長が招集する。検討会の庶務は、厚生労働省老健局老人保健課において行う。
- (2) 座長を置き、委員の互選によりこれを定める。座長は検討会を総理する。
- (3) 参考人の招致  
座長は、討議の必要に応じ、適当と認められる有識者等を参考人として招致することができるものとする。
- (4) 審議の公開  
審議は原則公開とする。
- (5) 検討スケジュール  
平成21年4月に第1回会合を開催し、以後、必要に応じ適時開催する。

## これまでの経緯

### 1 3月末まで

- ① 3月19日 : 要介護認定に係る専用メールアドレスの開設
- ② 3月24日 : 認定調査項目の選択肢の選び方の明確化(確定案)を自治体に送付
- ③ 3月25日 : 厚労省HPに利用者向け説明資料を掲載
- ④ 3月31日 : 告示の官報公布。関係通知の発出

### 2 4月以降

- ① 4月上旬～ : 見直し後の要介護認定方法に係る市町村等からの疑問・質問を収集  
市町村等からの疑問・質問に対し、随時回答
- ② 4月13日 : 第1回要介護認定の見直しに係る検証・検討会を開催
- ③ 4月17日 : 経過措置に関する通知を発出
- ④ 6月11日 : 市町村等に対し、4月以降の要介護認定の実態についての調査を依頼